

特定外来生物(植物)の 駆除活動の推進について

市では、平成28年度に、長良川をはじめとする市内の清流を守り、次世代へ継承していくために「郡上市清流長良川等保全条例」を制定しました。その柱となる4つの基本理念の中に生物多様性の維持を掲げ、外来生物への対策を実施するよう努めることとしています。

これに基づき、平成29年度に、特定外来生物(植物)の生息状況の調査を行い、平成30年度から河川を中心に駆除を進めています。

特定外来生物とは

もともとはその地域に生息していない生物で、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物を外来生物と言います。このうち、生態系や人の生命、身体、農林水産業へ影響を及ぼす恐れがあるものとして「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成17年施行)により指定されたものを特定外来生物と言います。

この法律により特定外来種の飼養、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外に放つこと、種をまくこと等が禁止されており、違反すると個人の場合は3年以下の懲役もしくは300万円以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます。

市内では、特定外来生物(植物)のうち、オオキンケイギクが広範囲にわたって繁殖しています。この植物は、5月から7月頃にかけて花が咲きます。この時期に自治会の清掃活動などが予定される場合は、併せて駆除を行っていただきますようお願いいたします。また、自宅の敷地内などで見つけた場合も、駆除に協力をお願いします。

市内では、特定外来生物(植物)のうち、オオキンケイギクが広範囲にわたって繁殖しています。この植物は、5月から7月頃にかけて花が咲きます。この時期に自治会の清掃活動などが予定される場合は、併せて駆除を行っていただきますようお願いいたします。また、自宅の敷地内などで見つけた場合も、駆除に協力をお願いします。

特定外来生物の影響

○生態系への影響

●もともといた植物や動物(以下、在来種)の生息場所やエサを奪う。

●種類の近い生物と交雑して、雑種をつくってしまい、在来種の遺伝子でなくなる。

●在来種を食べることにより、

生態系が乱される。

○人の生命、身体への影響

●凶暴な性質や、毒を持つ外来生物にかまれたり、刺されたりする。

●感染症を媒介する。

○農林水産業への影響

●農作物を食べたり、畑を踏み荒らす。

●漁業の対象となる魚を食べたり、危害を加える。

駆除に協力を お願いします

市内では、特定外来生物(植物)のうち、オオキンケイギクが広範囲にわたって繁殖しています。この植物は、5月から7月頃にかけて花が咲きます。この時期に自治会の清掃活動などが予定される場合は、併せて駆除を行っていただきますようお願いいたします。また、自宅の敷地内などで見つけた場合も、駆除に協力をお願いします。

オオキンケイギクとは

明治中期に、観賞用・緑化用として持ち込まれ定着した、キク科の多年生植物です。

○特徴

●5月〜7月頃にコスモスに似た黄色の花が咲く。

花の直径は5〜7cm。

●舌状の花びらの先に不規則に4〜5つのぎざぎざがある。

●草丈は50〜70cm。

●葉は細長い楕円形で両面に荒い毛がある。



○よく似た植物

オオキンケイギクは在来種のキバナコスモスと良く似ていますが、次の点異なります。

●キバナコスモスは開花期が初秋である。

●花びらの先のぎざぎざが少ない。

●葉が短く、切れ込みが多い。

駆除の方法

根こそぎ抜き取り、土を払って可燃用ゴミ袋に入れ、収集日に出してください。翌年以降も種から発芽したり、残った根から再生したりする可能性がありますので、その場合は引き続き駆除を行ってください。

オオキンケイギクはきれいな花が咲きますが、そのままにしておいてはいけません。また、種をまいたり栽培したりすることは、前述のとおり違法行為になりますので、絶対に行わないでください。

特定外来生物は繁殖力がとても強く、駆除を進めなければ生息範囲を広げていきます。その対策には、市民のみならずのご協力が不可欠です。生物多様性の保全のため、特定外来生物の撲滅を目指して、ご協力をお願いします。

外来生物について詳しくは、環境省ホームページ「日本の外来種対策」(<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>)をご覧ください。

問い合わせ先

環境水道部環境課
TEL 67・1833